

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第2号の規定に基づき、令和4年6月24日から1週間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

令和4年9月6日 法務大臣 葉梨 康弘

記

氏名 草田 雄士

所属する土地家屋調査士会 愛媛県土地家屋調査士会

登録番号 愛媛第754号

事務所の所在地 愛媛県新居浜市郷一丁目2番20号